

奨学資金返還免除 Q&A

【対象者】

Q1. 町内事業所等への配属を希望していたが、町外配属になった場合は対象になりますか。

A1. 町内の企業等で就業した場合のみ対象となります。

Q2. 返還途中で転入・就業した場合対象になりますか。

A2. 返還残期間が3年以上の場合、対象になります。

Q3. 居住・就業が必要な期間はいつからいつまでですか。

A3. 貸与期間終了後、町内に居住・就業し、申請をした日から3年間となります。ただし、現在返還中の方でも令和6年4月1日以降からとなります。

【対象となる奨学資金】

Q4. 福島県奨学金、日本学生支援機構奨学資金は対象となりますか。

A4. なりません。川俣町奨学資金のみが対象となります。

【免除額】

Q5. 現在返還中の場合、免除額の上限はどうなりますか。

A5. 申請時点での返還残額の2分の1までとなります。ただし、居住・就業期間満了後の返還残額を超えて免除することはできません。なお、返還途中での転入・就業の場合も同様となります。

【短期大学で上限額（144万円）を貸与し、返還残期間が6年間の場合の免除例】

年度	~R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
時期	貸与 (短大)	返還	返還	返還	返還	居住 1年目	居住 2年目	居住 3年目	返還 免除	免除	免除	免除
返還額	-	7.2 万円	14.4 万円	14.4 万円	14.4 万円	14.4 万円	14.4 万円	14.4 万円	10.8 万円	0円	0円	0円
免除額	-	-	-	-	-	0円	0円	0円	3.6 万円	14.4 万円	14.4 万円	7.2 万円
返還 残額	144 万円	136.8 万円	122.4 万円	108 万円	93.6 万円	79.2 万円	64.8 万円	50.4 万円	36 万円	21.6 万円	7.2 万円	0円